

C【有害物質貯蔵指定施設の場合】

様式第1（第3条関係）（表面）

①

~~特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）設置 ~~（使用、変更）~~ 届出書

平成24年 4月 1日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

氏名又は名称及び住所並びに法

人にあつてはその代表者の氏名

②〒999-8570 山形市松波二丁目8番1号

届出者 株式会社 やまがた

代表取締役 山形 太郎 印

③

水質汚濁防止法~~第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）~~の規定により、~~特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		④ 株式会社やまがた 松波事業場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		⑤ 〒999-8570 山形市松波2丁目8番1号	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類		※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2とおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。		
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	⑥ <input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input checked="" type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

備考1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称を記載すること。

- 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
- 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 5 ※印の欄には、記載しないこと。
- 6 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 8 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第 1 の記載例については A と同じ

[設置・使用の場合]

① 届出の種類

- ・設置（使用、変更）のうち、該当する届出の種類を残し、不要な部分を二重線で見え消しすること（訂正印不要）。

② 届出者

ア 氏名等

- ・個人の場合は、氏名を記載し、押印すること。
- ・法人の場合、名称、代表者氏名を記載し、押印すること。
- ・任意組合、共同企業体の場合、届出代表者に対する構成員（企業）全員（社）の委任状を添付すること。ただし、協定書等により代表者を明確に規定している場合は、その協定書等を添付することにより委任状を省略することができる。

イ 押印の省略

- ・本人（個人又は法人の代表者）の署名により押印を省略することができる。

ウ 代理人による届出

- ・届出義務者以外のものが代理で届出をする場合は、委任状を添付すること。なお、委任状の内容に変更がない場合は、以後の届出に係る委任状は省略できる。

エ 住所

- ・届出者の住所、郵便番号を記載すること。

③ 届出の条項

- ・①に準じる。

④ 工場又は事業場の名称

- ・正式名称を記載する。名称が決定していない場合、仮称を記載し（仮）をつけること。（正式名称が決定した後、30日以内に氏名等変更届出書により正式名称を届け出ること。）

⑤ 工場又は事業場の所在地

- ・工場又は事業場の代表地番、郵便番号を記載する。代表地番が決定していない場合、〇ー〇〇他〇筆と記載し、代表地番が決定した後、30日以内に氏名等変更届出書により届け出ること。）

⑥ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別

- ・有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記載すること。

[変更の場合]

- ・変更届出の場合、様式第 1 及び変更に関する別紙以外は省略してもよい。その場合、変更前後を対照する等、変更点が明確にわかるよう記載すること。

有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の構造

工場又は事業場における施設番号	① 1	2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	② 有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
型式	③ 貯蔵タンク (A B社製 A B-30型)	貯蔵タンク (C D社製 C D-30型)
構造	④ ステンレス製 (別添図-1のとおり)	ポリエチレン製 (別添図-1のとおり)
主要寸法	⑤ 槽寸法 直径 高さ 1500mm×6000mm	縦 横 高さ 1000mm×1000mm×1500mm (別添図-1のとおり)
能力	⑥ 貯蔵量 1,000L	貯蔵量 1,500L
配置	⑦ めっき工場棟1階に設置 (別添図-2のとおり)	化学工場の屋外に設置 (別添図-2のとおり)
床面及び周囲	⑧ 床面は厚さ100mmのコンクリート 施設周囲には側溝を設け、流出を防止	床面は厚さ100mmのコンクリート で、エポキシ樹脂で被服 施設周囲に150mmの防液堤(貯留量 3m ³)を設け、流出を防止
設置年月日	⑨平成 年 月 日 (新設・増設のときは記載の必要はありません。)	平成 年 月 日
工事着手予定年月日	⑩平成24年 6月 1日	平成24年 6月 1日
工事完成予定年月日	⑪平成24年 6月 4日	平成24年 6月 4日
使用開始予定年月日	⑫平成24年 6月11日	平成24年 6月 4日
その他参考となるべき事項	⑬	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

別紙 12 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造についての記載例

〔貯蔵指定施設を新設する場合〕

- ① 工場又は事業場における施設番号
 - ・貯蔵指定施設に任意の番号を記載すること。
- ② 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別
 - ・有害物質貯蔵指定施設の場合は、有害物質貯蔵指定施設と記載すること。
- ③ 型式
 - ・貯蔵タンク等その施設の呼称を記載すること。
 - ・併せて、メーカー名、型式等を記載すること（型番などがない場合、記載不要）。
- ④ 構造
 - ・材質及び形状を記載すること。
 - ・図面、カタログ等により省略する場合は、「別添図－〇のとおり」と記載し、対応する資料を添付すること。
- ⑤ 主要寸法
 - ・貯蔵指定施設の寸法を記載する。また、図面、カタログ等により省略する場合は、「別添図－〇のとおり」と記載し、対応する資料を添付すること。
- ⑥ 能力
 - ・貯蔵指定施設の最大貯蔵量を記載すること。
 - ・図面、カタログ等により省略する場合は、「別添図－〇のとおり」と記載し、対応する資料を添付すること。
- ⑦ 配置
 - ・貯蔵指定施設の配置を記載すること。
 - ・図面等により省略する場合は、「別添図－〇のとおり」と記載し、対応する資料を添付すること。
- ⑧ 床面及び周囲
 - ・床面は材質を記載し、周囲は流出を防止することができる装置などを記載すること。
 - ・防液堤等については、できるだけ容量も記載すること。
- ⑨ 設置年月日
 - ・貯蔵指定施設の変更（使用）の届出時のみ記載すること。
 - ・変更（使用）届出に関する貯蔵指定施設の設置工事に着手した年月日を記載すること。
- ⑩ 工事着手予定年月日、⑪ 工事完成予定年月日、⑫ 使用開始予定年月日
 - ・貯蔵指定施設に関するそれぞれの予定を記載すること。
 - ・工事着手とは、貯蔵指定施設の設置に関する基礎工事を含む。
 - ・工事着手予定年月日は、届出受理日から実施の制限期間（第9条）である60日を経過した後の期日を記載すること。
 - ・事後の届出となった場合は、予定を二重線で見え消しするとともに遅延理由書を添付すること。
- ⑬ その他参考となるべき事項
 - ・貯蔵指定施設に関し、参考となるべき事項を記載すること。
 - ・新設、増設等を記載すること。
 - ・構造変更等の場合、変更の要点を記載すること。

〔貯蔵指定施設の構造等を変更する場合〕

記載例はAと同様な形式で記載すること

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	① 1	2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	② 有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設備	③ 地上配管、バルブ、フランジ	なし
構造	④ 配管、バルブ、フランジ (すべてステンレス製)	
主要寸法	⑤ 配管：直径 200mm × 50m バルブ：2箇所 フランジ：3箇所 (別添図—〇〇のとおり)	
配置	⑥ めっき工場棟 1階から 2階 (別添図—2のとおり)	
設置年月日	⑦平成 年 月 日 (新設・増設のときは記載の必要はありません。)	平成 年 月 日
工事着手予定年月日	⑧平成 24年 6月 1日	平成 24年 6月 1日
工事完成予定年月日	⑨平成 24年 6月 4日	平成 24年 6月 4日
使用開始予定年月日	⑩平成 24年 6月 11日	平成 24年 6月 11日
その他参考となるべき事項	⑪	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

別紙 13 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備についての記載例

〔貯蔵指定施設を新設する場合〕

- ① 工場又は事業場における施設番号
 - ・貯蔵指定施設に任意の番号を記載すること。
- ② 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別
 - ・有害物質貯蔵指定施設の場合は、有害物質貯蔵指定施設と記載すること。
- ③ 設備
 - ・貯蔵指定施設に付帯する配管等の設備の名称を記載すること。
 - ・配管については、地上配管（トレンチ）、地下配管（埋設）などについても記載すること。
- ④ 構造
 - ・設備の材質及び形状を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨記載すること。
- ⑤ 主要寸法
 - ・設備のうち、主なものについて寸法を記載すること。
 - ・図面、カタログ等により省略する場合は、「別添図－〇のとおり」と記載し、対応する資料を添付すること。（例えば、平面図に材質や寸法等を記載し、断面図は省略しても構わない。）
- ⑥ 配置
 - ・建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。
 - ・図面等により省略する場合は、「別添図－〇のとおり」と記載し、対応する資料を添付すること。
- ⑦ 設置年月日
 - ・貯蔵指定施設の変更（使用）の届出時のみ記載すること。
 - ・変更（使用）届出に関する貯蔵指定施設の設置工事に着手した年月日を記載すること。
- ⑧ 工事着手予定年月日、⑨ 工事完成予定年月日、⑩ 使用開始予定年月日
 - ・貯蔵指定施設に関するそれぞれの予定を記載すること。
 - ・工事着手とは、貯蔵指定施設の設置に関する基礎工事を含む。
 - ・工事着手予定年月日は、届出受理日から実施の制限期間（第9条）である60日を経過した後の期日を記載すること。
 - ・事後の届出となった場合は、予定を二重線で見え消しするとともに遅延理由書を添付すること。
- ⑪ その他参考となるべき事項
 - ・貯蔵指定施設に関し、参考となるべき事項を記載すること。
 - ・新設、増設等を記載すること。
 - （例）新設：貯蔵指定施設を初めて設置するもの
 - 増設：貯蔵指定施設を追加設置するもの
 - 変更：既設の貯蔵指定施設の構造等を変更するもの
 - 移設：既設の貯蔵指定施設を事業場内で移設するもの
 - ・構造変更等の場合、変更の要点を記載すること。
 - ・有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないため、その他参考となるべき事項の欄にその旨記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	① 1	2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	② 有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設置場所	③ めっき工場棟1階に設置 (別添図-2のとおり)	化学工場の屋外に設置 (別添図-2のとおり)
操業の系統	④ 〇〇反応施設にベンゼンを供給 (別添図-3のとおり)	廃液の貯蔵
使用時間間隔	⑤ 0時~24時	1回/日
一日当たりの使用時間	⑥ 24時間	5分/回
使用の季節的変動	⑦ なし	6月中旬~7月中旬 100%稼動 12月中旬~1月中旬 30%稼動 その他 70%稼動
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用指定施設の場合に限る。)	⑧	
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る)	⑨ ベンゼン(80~90%)	シアンを含む廃液 (含有率10~15%)
その他参考となるべき事項	⑩	廃液は2m ³ /月〇〇(株)に処分を委託

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

別紙 14 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用方法についての記載例

- ① 工場又は事業場における施設番号
 - ・貯蔵指定施設に任意の番号を記載すること。
- ② 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別
 - ・有害物質貯蔵指定施設の場合は、有害物質貯蔵指定施設と記載すること。
- ③ 設置場所
 - ・図面等により省略する場合は、「別添図－〇のとおり」と記載し、対応する資料を添付すること。
- ④ 操業の系統
 - ・貯蔵指定施設を含む操業の系統をフローシートにより表す。「別添図－〇のとおり」と記載し、対応する資料を添付すること。
- ⑤ 使用時間間隔
 - ・「9時～17時」等具体的な使用時間帯を記載すること。
- ⑥ 一日当たりの使用時間
 - ・一日当たりの平均的な使用時間を記載すること。
- ⑦ 使用の季節的変動
 - ・貯蔵指定施設の使用状況が季節的変動する場合は、具体的にその状況を記載すること。
- ⑧ 原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量（有害物質使用特定施設の場合に限る。）
 - ・貯蔵指定施設の場合は記載不要。
- ⑨ 貯蔵する有害物質の種類（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）
 - ・成分、含有量については、メーカー仕様書、MSDS（化学物質安全データシート）等により記載するとともに、適宜関係資料の写しを添付すること。
- ⑩ その他参考となるべき事項
 - ・貯蔵指定施設に関し、参考となるべき事項を記載すること。
 - ・貯蔵指定施設の使用方法の変更等の場合、変更の要点を記載すること。
 - ・貯蔵指定施設以外の工程において有害物質を使用する場合、「別紙4. その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。
 - ・有害物質の使用方法等について記載すること。

※ 届出義務とはなっていないが、管理要領、点検頻度、同等以上の点検の内容などについて、できる限り添付すること。

用水及び排水の系統（搬入及び排出の系統）

<p>① 施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び排出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）</p>	<p>（記載例 1） 搬入：タンクローリーから供給 1回／週、1時間／1回 搬出：配管をとおり、特定施設（施設番号：1）に供給 連続供給 20L／日</p> <p>※ 搬入及び搬出の系統がわかる図面は別添図—〇のとおり</p> <p>（記載例 2） 搬入：シアンを含む廃液を1日1回、ポリタンクを用いて施設に搬入 搬出：産業廃棄物処理業者が用意したタンクに、ホースにて搬出</p> <p>※ 搬入及び搬出の系統がわかる図面は別添図—〇のとおり</p>		
<p>② 用途別 用水使用量</p>	<p>用 途</p>	<p>使 用 水</p>	<p>用水使用量 (m³／日)</p>

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

別紙 15 用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）についての記載例

① 用水及び排水の系統

搬入及び搬出の系統が分かる図面（別添図—〇のとおり）と記載し、対応する図面を添付すること。

② 用途別用水使用量

有害物質貯蔵指定施設の場合は、用途別用水使用量の欄には記載しないこと